

4 章 商業伐採によるローカル・コモنزの混乱：1996 年～2000 年

1. 商業伐採の導入過程

1.1. 1996 年：プロ島での商業伐採

1994 年頃から、ガトカエ島には、島内および周辺無人島の森林資源に目をつけた東南アジア諸国を中心とする伐採企業が、商業伐採契約の締結を求めて次々と来島するようになっていた。

当時の bangara はビレイであった。1934 年に bangara となったビレイは、知識の豊富さ、地域社会内部の調停および外部社会との交渉能力の高さから、住民の敬意を集める存在であった。そして、主にはビチェ村と周辺無人島を管理するチーフとして行動していたものの、1990 年代半ばにおいても、依然としてガトカエ島内各村のチーフを始めとする島民全体に強い発言力を持ち続けていた。

ビレイは、1994 年の Earth Movers 社(以下、EM 社)、SP 社などのマレーシア系伐採企業から、1995 年には Golden Springs 社(以下、GS 社)などインドネシア系伐採企業から、再三の伐採受け入れ要請を受けていた⁹³。

しかしながら、ビレイを始めとする村人らは、島の中心部に標高約 800m の活火山であるマリウ山がそびえ、急傾斜地が多いガトカエ島において、大規模な伐採を行うことは、地すべりなどの災害を引き起こしやすいと認識していた。1980 年代および 1994 年には、ビチェ村の居住域のそばにある、Toroso という急傾斜地において、焼畑を試みたククーらが、地すべりにより焼畑の作物に大きな被害を受けたことがあった。これらの失敗は、多くの村人らに急傾斜地を伐開することの危険性を知らしめることにつながった。

村人らは、島内の森林資源が枯渇することも危惧していた。そしてビレイは、ガトカエ島内のいずれの村のチーフからの要請に対しても、商業伐採を受け入れることを認めなかった。

頑ななビレイの商業伐採拒否を受けて、伐採企業が商業伐採対象地として目を付けたのは、プロ島であった。1990 年代前半に、プロ島および周辺海域における販売目的での資源利用が活発化して以降、プロ島は VP 集団が成員利用権を持つ無人島という認識が強調されるようになっていた。

VP 集団であり、ペアヴァ村のチーフであったプレスリー・ワッツ(Presley Watts)およびその父で前チーフのアイザック・ワッツ(Issac Watts)は、1950 年代からホニアラに居住しており、ガトカエ島を訪れることは稀であった(図 4-1)。

長年にわたり、ホニアラで弁護士をしていたプレスリーは、マレーシア系の伐採企業 Panpacific 社(以下、PP 社)と結託して、プロ島での操業許可証と伐採許可証の取得準備を進めた。

⁹³ EM 社は、マレーシア・サラワク州に本拠を置く Lee Ling Timber Co. の子会社であり、GS 社の社長は、インドネシア・東カリマンタンの Sumber Mas Timber Group のインドネシア人である (Bennett, 2000 : 247, 295)。

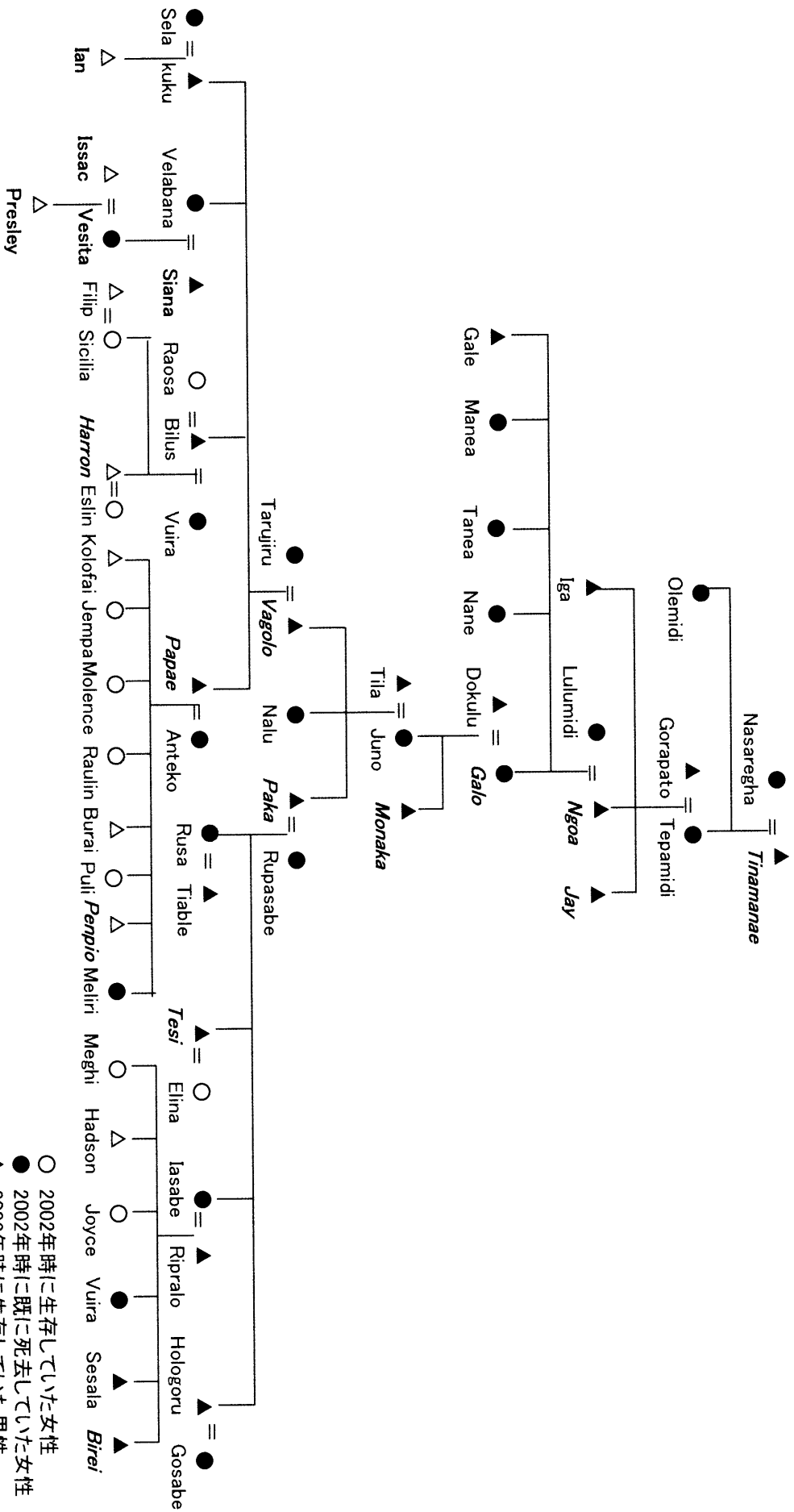


図4-1 ワンゲル集団の歴代のbangarataおよびチーフ

出所)聞き取り調査より作成した。

注)ワンゲル集団の歴代のbangarataとその兄弟、および1922年にヴァンゴロガガトカエ島内の他村に任命したチーフについてはチーフ本人のみを記した。

ワンゲル集団のbangarataは、太字および斜体のローマ字で、チーフは、太字のアルファベットで記した。

Siana、Vesita、Issacはかつてのペアヴァ村のチーフであり、Presleyは、現ペアヴァ村チーフである。Ianは、ペンジュク村の現チーフである。

1996年、アイザックとプレスリーはペアヴァ村を訪れ、ビレイを始めとする村人らに伐採契約の締結をもちかけた。ビレイは、契約締結を拒んだものの、アイザックが涙ながらに不満を訴え、激しい落ち込みをみせたことを心配した。

1990年代に入り、ブロ島ではヤシガニや木彫り細工用樹木の採集が活発化していた。しかしながら、ヤシガニは宗教上、食用と販売が禁じられているため、一部の未婚者らが禁忌を無視して獲っているのみであり、木彫り細工用樹木については、商業伐採の対象にはならないとアイザックらは説明していた。

bangaraを始め、村人たちは、商業伐採が行われても日常的な資源利用への影響は少ないと考え、ブロ島を伐採対象地とすることを認めたのである。ブロ島は、商業伐採が村にどのような利益をもたらしてくれるのかを試す場になったともいえる。

ブロ島での商業伐採は約1年間行われたが、PP社が支払った数十万SID(1996年時、1SIDは約30円)ともいわれる伐採権料は、アイザックとプレスリーが独占し、村人には分配されなかったため、村人は大きな不満と嫉妬心を抱くこととなった。

また、1996年にはブロ島の所有権をめぐる訴訟が生じていた。マロヴォ島チエア(Chea)村出身であるビリー・ボーイ・キオト(Billy Boy Kioto)は、ブロ島での伐採権料の独占をもくろみ、ブロ島の所有権を主張した。しかしながら、裁判ではブロ島がVP集団が所有権を持つ島であることが認められ、ビリーの主張は却下された。この訴訟以降、ガトカエ島および周辺無人島の土地、資源を巡る訴訟がしばしば生じるようになった。

1.2. 1997年～1998年:ガトカエ島ポレレでの商業伐採1

さらに翌1997年、プレスリーは、ビレイに全く相談することなく、ポレレでの商業伐採を計画していた。

プレスリーは、多忙な弁護士として働く一方で、地元住民が商業伐採を計画して設立したという名目で、地元会社を装ったJP(JP Enterprises Ltd)社を設立して、事業許可証とポレレでの伐採許可証を取得した。伐採と搬出およびホニアラへの丸太の運搬自体は、PP社が主体となって進められた。

JP社の運営に携わっていたのは、プレスリーとジョン・トゥマウ(John Tumau)のみであった。ジョンは、ペアヴァ村出身のホニアラ在住者であった。他の村人やbangaraは、会社の設立過程にも会社運営にも参加していなかった。

PP社がプレスリーに会社設立を促したのは、土地所有集団によって設立された地元会社が伐採を行った場合、丸太輸出税の一部もしくは全額が免除されるためであった(田中, 2004:5)。JP社の下で実際に伐採と丸太輸出を行うPP社にとって、地元会社の設立は輸出税逃れに都合が良かったといえよう⁹⁴。

また、プレスリーがJP社を設立したのは、自らが運営主体であるJP社が伐採許可証を取得

⁹⁴ JP社については確認できなかったが、ペンジュク村とサゲオナ村ではマレーシア系伐採企業が地元会社の事業許可証取得経費を肩代わりしていた。

することで、bangaraや村人との合意形成に時間を割くことなく、伐採計画を実施するためでもあった。さらにプレスリーは、経営者として伐採権料や給与を裁量できる立場になり、契約内容や伐採量などの情報を管理することとなった。

プレスリーが伐採対象地としたポレレは、ビチエ村とペアヴァ村の境界周辺の土地であり、伐採予定地も両村の土地に跨っていた。そのため、ポレレで商業伐採を行うためには、両村に暮らすVP集団成員の承認が必要であった。

しかしながらプレスリーは、bangaraを始めとするVP集団の人々に伐採計画を伝えることはなく、地元会社を装ったJP社の代表として伐採許可証の取得申請を行い、1997年に3万㎡分の伐採許可証の取得に成功した。

JP社は、1984年法において伐採許可証申請時に必要とされている、伐採対象地での伐採計画の公示をせず、JP社幹部以外に伐採計画を伝えていなかった。伐採計画自体を知らない村人らから異議申し立てがなされるわけもなく、JP社に伐採許可証が交付されることとなったのである。

伐採許可証の取得のためには、まず最初に伐採対象地の土地所有集団の特定が行われる。申請者が土地所有集団の代表者である場合でも、その申請者が伐採対象地の土地所有集団の本当の代表者であるかどうかには注意が払われており、地域委員会による審査で認められることが必要とされる。

伐採計画について土地所有集団全体の合意が得られていることは、伐採許可証申請の前提条件となっている。しかしながら、土地所有集団全体で合意形成がなされているかどうかについて、地域委員会と林業局による確認が行われない事例もある。そのため、土地所有集団全体が伐採計画に合意していないことが、操業開始直前に表面化するという事態が生じることになるのである⁹⁵。

ブロ島の伐採権料を独占したことで、プレスリーらは村人の強い怒りを買っていた。また勝手にポレレでの伐採許可証を取得し、操業を計画したことについても、bangaraおよびVP集団の合意が容易に得られるとは考えられなかった。

操業開始直前に来島したプレスリーは、村人の不満を和らげる材料として、伐採権料の分配を約束し、丸太のFOB価格の12%が、伐採権料として土地所有集団に支払われることを説明した。強い発言力を持ち、ガトカエ島内での商業伐採に反対し続けていたビレイが病床にあり、bangaraの座をハローニに譲っていたことも、プレスリーのポレレ伐採計画の実現を助けることとなった。

操業が開始される直前に、伐採計画を知らされたハローニを始めとするビチエ村の人々は、伐採計画に反対した。しかしながらプレスリーは、すでに伐採許可証を取得しており、伐採企業との契約も締結済みであると主張して、伐採計画は放棄できないと開き直り、粘り強く説得を続けた。

⁹⁵ 伐採許可申請に携わる林業局の職員の一部は、伐採企業と癒着していたとも考えられる。金銭の授受を直接目にはなかつたものの、林業局職員らは、伐採企業幹部らと日常的に夕食などをともにしていた。

ハローニおよび村人らは、プロ島での商業伐採では得られなかった伐採権収入への期待と、新たな焼畑用地の必要性から、ポレレでの商業伐採開始を承諾することとなった。新たな焼畑用地の必要性については後述する。病床にあったビレイは、プレスリーとの話し合いには参加できなかったが、ポレレに伐採を禁ずる保護区を作るようハローニに命じたのち、1998年に死去した。

ハローニは、プレスリーによる地元会社の設立と伐採計画推進について反対の意思を示したものの、島内および周辺資源をchakeiするbangaraとしての権限を振るい、伐採計画を止めさせることまではしなかった。村人は、ハローニがプレスリーに対して指導力を発揮しないことをもどかしく感じていた。しかしながら、ハローニはbangaraとして商業伐採という開発にともなう村人同士の嫉妬や争いなどの調停を行う労を厭い、ビチェ村のチーフという立場にとどまることを選んだ。

ハローニは、bangaraとしての地位を放棄したわけではない。しかしながら、ビレイがbangaraとして維持してきた他チーフへの発言力は、ハローニの就任によって弱まることとなった。弁護士でもあるプレスリーは、開発に絡む土地紛争などの裁判に立ち会うなかで、林業局や伐採企業とのつながりを形成していた。商業伐採に関する多くの情報を持ち能弁なプレスリーは、チーフでありながら、ハローニがbangaraとしてガトカエ島社会のなかで持っている力および外部社会との交渉力を凌駕していたと言い換えることもできよう。

1.3. 2000年:ガトカエ島ポレレでの商業伐採2

JP社は、1997年に取得した伐採許可証を用い、2000年にオーストラリア系のE (Emmett Logging Ltd)社との伐採契約を結んだ。契約締結前に、村人たちに伐採計画や契約条項が知らされることはなく、ハローニおよび村人らが伐採計画を知ったのは、伐採開始直前のことであった。

ハローニおよび村人は、E社から多くの伐採権料が得られることを期待し、JP社幹部ジョン・トウマウに伐採開始の承諾を伝えた。また、商業伐採による樹木の枯渇を危惧する村人の要求を受けて、ジョン・トウマウはE社に植林させることを約束した。しかしながら、結局E社が植林を行うことはなかった。

1999年法では、伐採跡地への植林が義務付けられている(National Parliament of Solomon Islands, 1999)。しかしながら、林業局の担当官は、伐採契約時に伐採企業が植林を行わないことを土地所有集団が合意していれば何の問題もないとしていた。

E社との伐採契約を結んだのはJP社であり、村人らの目が届きにくいホニアラで商業伐採計画を立て、E社との契約締結を決めていた。E社は、JP社との間で植林を実施条項に含まない伐採契約をすでに締結しており、植林を求める村人らの意向を汲み取ることはなかったのである。

1999年から2000年にかけて、ホニアラを中心にソロモン諸島の治安が悪化したことを理由に、E社は植林を行うことなくガトカエ島から撤退していった。

宮内(1998a:178)は、土地の個人登記を進めることによって「共同利用権」が不安定となり、

「環境破壊」的な開発が行われる可能性を示唆している。プロ島およびポレレの事例では、土地の個人登記はされていなかった。しかしながら、村人らと生活基盤の異なる者がチーフであり続けていたことが、商業伐採の導入に大きく関わっていた。

ペアヴァ村のチーフであり、また資源の管理者でもあるべきプレスリーは、30年以上にわたりホニアラに在住し、弁護士として働いていた。VP集団(もしくはM集団)に成員利用権や優先利用権が認められた、ガトカエ島やプロ島などの自然資源および相互利用ネットワークとは、日常的な関わりの薄い生活を送っていたといえよう。

プレスリーと村人の関わりは、ホニアラを訪れた村人の一部がプレスリーの家に泊まること稀にある程度であった。プレスリーは、資源利用の実態から見れば、ガトカエ島の外部社会に生活基盤を置く者であり、伐採対象となる森林の利用者である村人の意見を代表し、また代弁しうる存在ではなかったのである。

プレスリーにとって、ガトカエ島やプロ島の自然資源は、自らの生活基盤ではなく、収入源でしかなかった。そうであるからこそ、村に暮らすVP集団の意向を汲まず、生活基盤である自然資源を収奪するような商業伐採を導入できたと考えられる。ローカル・コモンズとは関わりの薄いプレスリーがチーフとなり続けており、さらにはその外部社会に関わる交渉力や情報量が、bangara を上回っていたことが、ローカル・コモンズを脅かすような商業伐採を次々と導入することにつながったとも言い換えられよう。

2001年以降、ビチェ村の人々は商業伐採を拒否し続けたが、プレスリーは大きな収入を得られる商業伐採を止めることは無かった。2001年から2006年にかけても、ビリ村周辺やヴァングヌ島、ニュージョージア島東部などで、JP社およびプレスリーが経営に参加しているマレーシア系の伐採企業、PM(Pacific Metro)社が操業していた。PM社は、ビリ村周辺での商業伐採について、村人らとの訴訟に破れ、2005年には伐採停止処分を受けていた。

2. 商業伐採への村人の参加要因

2.1. 生計維持システムの変容に見る商業伐採への参加要因

プレスリーとアイザックは、伐採権料による現金収入の獲得を目的に、商業伐採導入の主導権を握っていた。村人らは商業伐採に反対したものの、現金収入の獲得に魅力を感じていないわけではなかった。

ビチェ村において、コプラ販売は1970年代末から1980年代半ばにかけて活発化し、村人の主収入源となっていた。村人らは、この時期がビチェ村の最も豊かな時期であったと認識していた。しかしながら、1980年代末から1990年代半ばにかけてコプラ販売が低迷すると、村人は新たな収入源を探し始めた。一部の村人は、SDAが禁忌としているナマコやイセエビなどの販売に走った(表4-1)。

また、旅客船や漁船への魚販売、木彫り細工や石彫り細工の販売も活発化した。販売目的での資源利用について、ビチェ村の人々はM集団の成員に認めてきた利用権をVP集団のみに限定するようにもなっていた。村人は、収入源の確保のために禁忌を犯し、また資源の利用権を変容させていたのである。

表4-1 ビチエ村の歴史と主収入源の変遷

年代	主な収入源	歴史
1560	不明	1568年スペイン人メンダーニャがソロモン諸島に来島
1750頃	不明	18世紀半ばにガトカエ島にヘッドハンターが来襲
1890	不明	1893年イギリスがソロモン諸島を植民地化
1900	不明	1900年頃宣教師の首を狩った報復として軍艦が村を焼き討ち
1910	石壺, タカセガイ, ヤコウガイ, サゴヤシの種	1915年キリスト教徒化
1920	石壺, タカセガイ, ヤコウガイ, サゴヤシの種	1922年ガトカエ島を四分しチープを決定
1930	石壺, タカセガイ, ヤコウガイ, サゴヤシの種	1939年大地震
1940	石壺, タカセガイ, ヤコウガイ, サゴヤシの種	1943年日本軍の進攻を恐れた村人が山に避難
1950	石壺, タカセガイ, コブラ	1948年ビチエ村居住域に洪水被害
1960	石壺, タカセガイ, コブラ, 木彫り	1952年津波被害
1970	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物	1960年旅客船に木彫り販売開始
1970	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物	1963年他村の学校に農作物販売開始
1980	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物	1978年ソロモン諸島独立
1990	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物, ナマコ	1979年カカオ栽培開始するも数年で失敗
1990	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物, ナマコ	1981年コンクリート, トタン製の教会建築
1990	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物, ナマコ	1984年船外機を購入し他村に農作物販売
1990	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物, ナマコ	1989年中国系仲買人へのナマコ販売開始
1990	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物, ナマコ	1992年伐採企業へ農作物販売
1990	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物, 魚, ナマコ, イセエビ	1992年旅客船に木彫り, 魚, イセエビを販売
1990	石壺, タカセガイ, コブラ, 農作物, 魚, ナマコ, イセエビ	1993年台湾漁船へ魚, イセエビ販売
1990	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, ナマコ, イセエビ	1994年コブラ価格が下落しコブラ販売終了
1990	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, ナマコ	1996年ソロモンで商業伐採開始
1990	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, ナマコ, 伐採労働, 伐採権料	1997年ポレレでの商業伐採開始
1990	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, ナマコ, 伐採労働, 伐採権料, ロッジ	1999年旅行者用ロッジ開始
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, 伐採労働, 伐採権料, ロッジ	2000年ポレレの商業伐採終了, ナマコ減少
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, 伐採労働, 伐採権料, ロッジ, マリアアナ	2000年末婚者3人がマリファナ栽培と販売を開始
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, ナマコ, 伐採労働, ロッジ, マリアアナ	2001年製材販売を試みるも1年で失敗
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, ナマコ, 伐採労働, ロッジ, マリアアナ	2002年保冷箱が壊れ魚販売終了
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, マリアアナ	2003年ロッジ終了, ナマコ減少
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, ナマコ	2004年マリファナ販売を手伝った学生が退学となり, 販売終了
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, ナマコ	2004年商業伐採契約を締結するも破棄
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚, ナマコ	2005年保冷箱を入手し魚販売再開
2000	石壺, タカセガイ, 木彫り, 農作物, 魚	2005年8月ナマコ輸出禁止

出所)聞き取り調査より作成した。

注)3人以上の村人がビチエ村居住時に収入源としていたもののみ記した。

また、ビチェ村の人々にとって、大きな支出先のひとつとなっていたのが教育費であった。2001年時の世帯平均年間収入は、2,897SID(約72,425円)であったが(表4-2)、教育費は世帯平均で607SID(15,175円)、支出全体の26.1%を占めていた(表4-3)。とくに子どもが1人、政府もしくはSDAの運営する中高等学校に進学すると、学費のみで年間800-1,500SID(約20,000円-37,500円)が必要になり、家計を大きく圧迫することとなった⁹⁶。

1980年時のビチェ村は、人口が71人であったのに対し、1995年には115人にまで増加していた(表3-1)。最も大きな人口の増加要因は出生数の増加であり、各世帯の教育費負担も増加することとなった。1996年の商業伐採導入前の村人は、多くの子どもを抱えて教育費の捻出に苦慮していたのである。プレスリーが新たな収入源として示した伐採権料は、村人にとって大きな魅力を持つものであったといえよう。

表4-2 2001年のビチェ村住民の年収(SID)

収入源	他村への販売	伐採雇用労働	村内販売	伐採権料	ロッジ収入	魚販売	木彫り細工	石壺	タカセガイ	合計
合計	14,083	11,226	8,817	4,474	2,346	1,857	1,835	1,550	167	46,355
世帯平均	880	702	551	280	147	116	115	97	10	2,897
割合(%)	30.4	24.2	19.0	9.7	5.1	4.0	4.0	3.3	0.4	100.0

出所) 聞き取り調査より作成した。

注) 木彫り細工、石壺以外の項目は、16世帯を対象に聞き取り調査を7週間行い、年間収入を推定した。

木彫り細工、石壺については2002年の調査において、2001年の販売金額を悉皆で聞き取った。

村内外での販売品は、農作物、魚が主である。

伐採権料については2002年の調査において、2001年に獲得した金額を記した。

表4-3 2001年のビチェ村住民の年間支出(SID)

世帯	教育費	教会への寄進	食用品	ガソリン	石鹼	調味料	灯油	電池	衣料品	医療費	その他	合計
合計	9708	9271	8664	2344	1678	1244	837	780	453	141	2037	37,157
世帯平均	607	579	542	146	105	78	52	49	28	9	127	2322
割合(%)	26.1	25.0	23.3	6.3	4.5	3.3	2.3	2.1	1.2	0.4	5.5	100.0

出所) 聞き取り調査より作成した。

注) 学費以外の項目は16世帯を対象に聞き取り調査を7週間行い、年間支出を推定した。

支出調査は小学校の開校直前に行っていたため、開校後に就学児童数と文具などの購入費用を再調査した。

その他には煙草、電球、マッチ、釘、調理具、チェーンソーオイル、釣具、ボールペン、封筒が含まれる。

このほか、他村で一時的に雇用労働に従事した際の支出があるが、把握できなかった。

ビチェ村の人々が、1997年から2001年までに得た伐採権料は、94,310SID(約2,357,750円)、伐採雇用労働収入は70,350SID(約1,758,750円)、各世帯は平均で7,158SID(約178,950円)を得ていた(表4-4)。2001年時の世帯平均年間収入が2,897SID(約72,425円)であったことと比較すれば(表4-2)、商業伐採は大きな収入をもたらしたといえよう。また23世帯中12

⁹⁶ 2001年時のベカベカ中高等学校の年間の学費は学年があがるにつれて高くなり、950-1400SID(約23,750円-35,000円)であった。

世帯が商業伐採から得た収入を教育費に充てていたほか、伐採企業に資材を提供させて小学校を建築していた。

生計維持システムにおいて、コプラ価格の低迷と人口増にともなう教育費の増加という収入、支出両面に問題を抱え、新たな収入源を模索していたことが、商業伐採に村人が参加していく要因のひとつとなったと考えられる。

表4-4 2001年までにビチェ村の各世帯が得た伐採権料と伐採雇用労働収入および主な支出

世帯主名	伐採権料 (SID)	伐採雇用労働 (SID)	合計(SID)	主な支出内容
F	5,084	1,050	6,134	合板・ガソリン・船外機部品
BR	4,234	12,050	16,284	教育費・布団・靴・食用品・食器
HS	740	4,800	5,540	教育費・布団・食用品・石鹸・灯油
D	1,684	10,500	12,184	教育費・布団・食器
S	7,500	4,100	11,600	船外機・布団・教育費・教会用の本と制服
R	3,340	8,400	11,740	建材の製材費・ガソリン・食用品
J	3,739	300	4,039	教育費・鍋・布・鍬
K	3,439	0	3,439	腕時計・衣料品・ガソリン
E	350	0	350	食用品・ヤカン
O	3,039	0	3,039	食用品・教育費・灯油
A	989	20,800	21,789	ラジカセ・食用品・衣料品・石鹸・灯油
HD	1,400	0	1,400	入院費用・食用品
RS	4,639	0	4,639	教育費・ミシン・腕時計・賛美歌本・食用品
PI	4,190	2,100	6,290	合板・ミシン・布団・ヤカン・トタン
JO	2,600	0	2,600	教育費・トタン
FP	5,039	0	5,039	合板・布団・衣料品・ガソリン・灯油・食用品
IR	2,990	5,300	8,290	ラジカセ・衣料品
W	2,078	0	2,078	教育費・食器
KK	3,678	150	3,828	トタン・ガソリン・教育費・衣料品・食用品・鍋
H	9,000	650	9,650	教育費・衣料品・食器・鍋
IA	1,730	150	1,880	ミシン・ヤスリ・鉋・食器・鍋
BP	2,750	0	2,750	教育費・衣料品・食器
BR	20,078	0	20,078	食用品・雑貨屋経営費用・聖書
合計	94,310	70,350	164,660	
平均	4,100	3,058	7,158	

出所) 2001年時にビチェ村に在村していた23世帯を対象とする悉皆での聞き取り調査より作成した。
注) 支出は、金額を把握できなかったものがあり、大きな支出となったものを順に挙げてもらった。

2.2. 焼畑およびカナリウムナッツの利用に見る商業伐採への参加要因

1990年代前半までのビチェ村の人々の主な焼畑用地は、タンバカであった。ポレレのカカオ栽培兼焼畑用地は、1980年代半ば以降、利用されることなく放置されており、また未婚の男性グループによって伐開されたチュビウルの焼畑用地についても、1986年以降、利用されていなかった。1948年の洪水により ruta でのタロイモ栽培が衰退して以降、タンバカはビチェ村の人々の食生活を支える支柱となってきたのである。

しかしながら、タンバカの周囲には村人が焼畑用地としての利用が難しいと認識している急傾斜地が多かった。1980年代および1994年には、急傾斜地の一部で焼畑を行った村人が、

地すべりによる被害も受けていた。

さらに、タンバカには食用資源として重要なカナリウムナッツが多く(図 2-6)、むやみに伐倒して焼畑用地を広げることができなかった。カナリウムナッツは、食用資源としてのみでなく、ビチェ村から他村に移住した M 集団の成員などへの贈物としても重要であった。

2002 年時にビチェ村に居住していた人々が優先利用権を持っていたソロモンカナリウムは、把握できたもののみで少なくとも 282 本、カナリアノキが 347 本あった(表 4-5)。2001 年時に、ビチェ村の人々は、1,421kg のカナリウムナッツを採集していた。このうち外国人旅行者やホニアラなどで販売された量は 118.6kg のみであり、残りの 1,300kg 余りについては、自家消費もしくは他村の親族などに贈与されていた。

表4-5 世帯別所有ナッツ本数および収穫量、販売量

世帯番号	ソロモンカナリウムの保有本数	カナリアノキの保有本数	2001年のソロモンカナリウム収穫量(kg)	2001年のカナリアノキ収穫量(kg)	販売量(kg)
1	1	3	24	0	0
2	11	18	18	6	22.5
3	0	0	30	16	2
4	8	10	78	16	5.5
5	0	0	18	20	2.5
7	0	2	12	16	1.2
8	48	28	不明	不明	不明
9	0	1	18	32	4.5
10	15	24	240	76	35
11	0	6	不明	不明	不明
12	0	0	不明	不明	不明
13	0	0	0	0	0
14	1	0	0	20	1
15	0	4	0	8	0
16	0	11	60	8	3.7
17	0	0	90	20	12.2
18	50	66	48	24	3
19	26	31	7	6	0
20	25	25	84	24	3
21	0	10	0	0	0
22	27	40	60	16	7.5
23	60	55	42	48	15
24	10	13	24	12	0
合計	282	347	895	526	118.6
平均	12.3	15.1	38.9	22.9	5.2

出所)2002年に在村していた23世帯を対象とする聞き取り調査および計測調査より作成した。

注)各重量は、収穫してきた殻(核)付きのカナリウムナッツから取り出した胚乳の重量である。

また、カナリウムナッツの採集時期には、他村に暮らすビチェ村出身者が多数帰村し、ビチェ村は賑わいを見せていた。2001年9月27日から10月26日までの1カ月間に、ナッツ採集目的でビチェ村に帰村した他村居住者は、31人であった(表 4-6)。カナリウムナッツは、ビチェ

村の人々とVP 集団、M 集団の成員である他村居住者を結びつける役割も担い続けていたの
である。

表4-6 離村者によるナッツ採集内容

採集者数	滞在期間(日)	採集者居住地
2	21	ティンゲ島
2	1	ソンビロ村
1	10	ソンビロ村
3	5	ペアヴァ村
3	1	ペアヴァ村
2	2	ペアヴァ村
4	5	ビリ村
3	3	ペンジユク村
1	5	ペアヴァ村
3	3	ソンビロ村
2	6	ソンビロ村
3	4	ペアヴァ村
1	1	ソンビロ村
1	6	ペンジユク村
計 31人	計 73日	

出所)聞き取り調査より作成した。

注)調査期間は、2001年9月27日から10月26日までである。

同行しても採集を手伝っていない子供は採集者に含まない。

松井(1997:63-89)は、人類と野生の動・植物の関わりにおいて、牧畜・農耕の前段階にあり、また長期的な自然と人間との相互依存状態にあるセミ・ドメスティケーション(半栽培)の重要性を指摘している。また、ソロモン諸島マライタ島の事例においても、サゴヤシやナッツ類などの半栽培植物が重要な脇役として、村人らに利用されている社会が紹介されている(宮内、1998b:130)。

ビチェ村の人々の環境認識において、ナッツ林の維持は焼畑用地の拡大よりも優先されており、村人が新たな焼畑用地を必要とした要因のひとつとなっていた。焼畑において、50種余りの植物が栽培されていた(表4-7)。しかしながら、半栽培植物であるカナリウムナッツは、他村にも広がる相互利用ネットワークを基盤とするローカル・コモンズ、および村人たちの暮らしのなかで、重要視され続けていたのである。

また、人口の増加も、村人がタンバカを手狭に感じる理由となっていた。タンバカの焼畑用地は約50haであり、1940年時には7世帯23人で利用していた。しかしながら、1995年のタンバカ利用者は22世帯115人となっており、1世帯当たりの利用可能焼畑用地は、7.1haから2.2haにまで減少した。さらにタンバカは、村人がタロイモ栽培に適さないと認識している乾燥赤色土が多かったこともあり、新たな焼畑用地が必要とされ始めたのである。

表4-7 2001年時の焼畑作目

マロヴオ語名	和名	学名
umalau	サツマイモ	<i>Ipomea batatas</i>
luju	トゲドコロ	<i>Dioscorea esculenta</i>
uvikola	キャッサバ	<i>Manihot esculentum</i>
habichi	クワズイモ	<i>Alocasia macrophiza</i>
kakake	スワンブタロ	<i>Cyrtosperma chamissonis</i>
talo	タロイモ	<i>Colocasia esculenta</i>
uvi	ダイジョ	<i>Dioscorea alata</i>
karuvera	アメリカサトイモ	<i>Xanthosoma sagittifolium</i>
keto	トウモロコシ	<i>Zea mays</i>
green pepper	ピーマン	<i>Capsicum annuum</i>
chili	トウガラシ	<i>Capsicum frutescens</i>
tomato	トマト	<i>Lycopersicon esculentum</i>
minila	ショウガ	<i>Zingiber officinalis</i>
hilele	ナス	<i>Solanum verbascifolium</i>
ngache	トロロアオイ	<i>Hibiscus manihot</i>
pucha	クワレンダ	<i>Diplazium esculentum</i>
manioko	パパイヤ	<i>Carica papaya</i>
batia	バナナ	<i>Musa spp.</i>
ramoso	パイナップル	<i>Ananas comosus</i>
bini hokala	シカクマメ	<i>Psophocarpus tetragonolobus</i>
bini noki	ササゲ	<i>Vigna sp.</i>
pumpkin	カボチャ	<i>Cucurbita moschata</i>
lemana	レモン	<i>Citrus limon</i>
oriji	オレンジの一種	<i>Citrus sp.</i>
kokoa	カカオ	<i>Theobroma cacao</i>
kuava	グアヴァ	<i>Psidium guajava</i>
tovu	サトウキビ	<i>Saccharum officinale</i>
omo	トゲバンレイシ	<i>Annona muricata</i>
muđu	イランイランノキ	<i>Cananga odorata</i>
cucumber	キュウリ	<i>Cucumis sativus</i>
melon	メロン	<i>Cucumis melo</i>
iga	ニガカシュウ	<i>Dioscorea bulbifera</i>
ngoete	カナリアノキ	<i>Canarium indicum</i>
maria	ソロモンカナリウム	<i>Canarium salomonense</i>
likisi	リーキ	<i>Allium porrum</i>
peanut	ピーナッツ	<i>Arachis hypogaea</i>
cabbage china	ハマカブラ	<i>Brassica campestris</i>
custard apple	バンレイシ	<i>Annona squamosa</i>
bini malaysia	マメ科の一種	マメ科の一種
mandarin	マンダリン	<i>Citrus reticulata</i>
moli	ミカン科の一種	<i>Citrus sp.</i>
eruku	マンゴー	<i>Mangifera indica</i>
cabbage malaysia	アブラナ科の一種	<i>Brassica sp.</i>
ngochara	ココヤシ	<i>Cocos nucifera</i>
wata gras	不明	不明
irovo	不明	不明
apuchu	マレーフトモモ	<i>Syzygium malaccense</i>
opiti vaka	ゴレンシ	<i>Averrhoa carambola</i>
opiti	タマゴノキ	<i>Spondias dulcis</i>
sosolo	不明	不明
apuchu niugini	マレーフトモモの一種	<i>Syzygium sp.</i>
pijaka	ピンロウ	<i>Areca catechu</i>
tige	サガリバナ	<i>Barringtonia edulis</i>
lichi	ライチ	<i>Litchi chinensis</i>
garlic	ニンニク	<i>Allium sativum</i>
kankon	マルバアサガオ	<i>Ipomea aquatica</i>

出所) 聞き取り調査より作成した。

タンバカに加えて、新たな焼畑用地とされたのは、1970年代末から1980年代にかけて、一時的にカカオ栽培が試みられたポレレであった。ポレレの多くは、原生林に覆われていた。ポレレでの商業伐採が始まった1997年以降、伐採跡地を焼畑として利用する動きが急速に進み(図4-2)、2001年には全世帯の65%がポレレを焼畑用地としていた。

ポレレまでは、歩きにくい石浜や砂浜、崖、岩場などを通らねばならず、片道2時間あまりかかる。農作物の運搬は、とくに女性や老人らにとって大きな負担となったが、村人らは、タロイモ栽培に適した湿った黒色土が多く、タロイモなどの育ちが良いことを喜び、焼畑利用を進めていったのである。

原生林の多い地域での伐開作業は、二次林の2.5-4倍の労働量が必要といわれている(佐々木, 1970:111)。そのため、村人は商業伐採跡地を利用することで、新たな焼畑用地の伐開の手間が省けることを歓迎した。伐採企業に雇用された一部の村人らは、自らチェーンソーを手に伐採を進め、伐採跡地の一部を焼畑として利用していったのである。

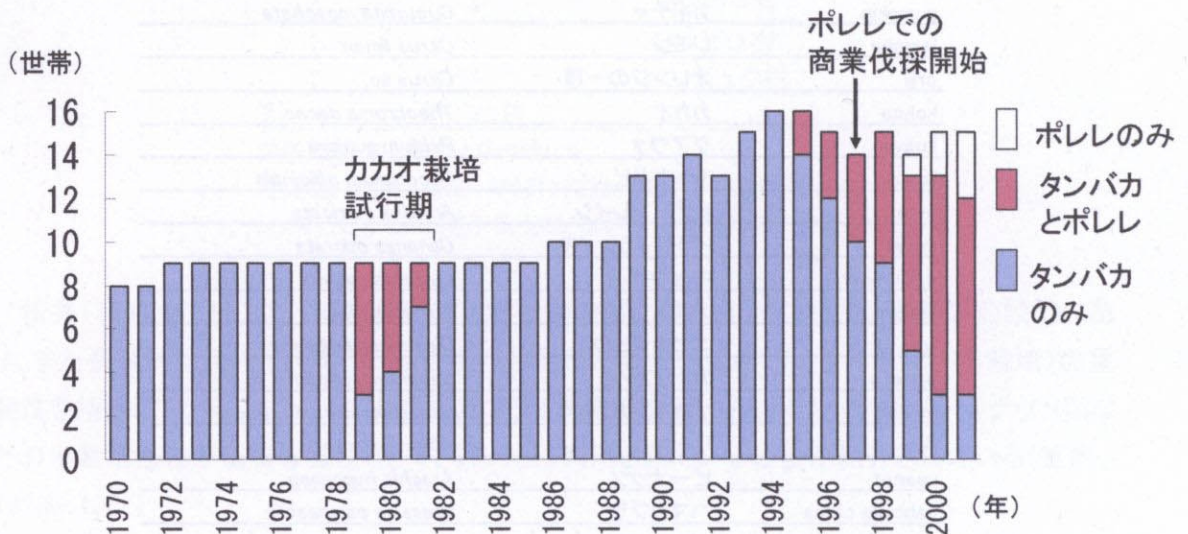


図4-2 ビチエ村における焼畑用地(タンバカ・ポレレ)別利用世帯数

出所)2001年時に焼畑を行っており、かつ調査時に在村していた16世帯を対象とする聞き取り調査より作成した。
注)各焼畑用地の利用世帯数は、婚姻にともなう分家で8-16世帯まで変化している。

1982年以降も、ポレレに残されたカカオの収穫を行う村人がいたが、焼畑としての利用は、1995年まで中断されていた。

3. 商業伐採の導入にともなうローカル・コモンズの混乱

3.1. 建築用樹木に関する複数の利用権の主張

商業伐採は、プロ島のみにとどまらず、ポレレにおいても進められた。ポレレは、古くからの焼畑用地であるタンバカとは、森林の状況も土地の区分方法も大きく異なっており、商業伐採によって森林資源の利用権が混乱する要因のひとつになった。

タンバカでは、森林の伐開という働きかけを行うことで、その焼畑用地の優先利用権を得ることができた。タンバカ内に村人が原生林と認識する森林はなく、二次林、焼畑、休閑林、もし

くは伐採が制限されたカナリウムナツツなどのナツツ林のみであった。焼畑用地に明確な境界はなく、他者との焼畑用地の境界はあいまいであった。境界は、自らもしくは自らの属する小集団が焼畑を行っている場所か、あるいはかつて焼畑を行った場所であるかどうかで判別されているのみであった。

しかしながらポレレは、1979年に農業局の指導でカカオ栽培が試みられた際に、9つの区画に分けられていた。伐開などの「働きかけ」を行ってこなかった原生林に境界が設けられ、小集団および、一部については世帯ごとに栽培区画が決められた。原生林や二次林を伐開することによって、各小集団の焼畑用地が形成されてきたタンバカとは違い、ポレレでは各小集団の栽培用地として原生林が区分され、その土地を各小集団の裁量で利用していくという新たな慣習が作られた。そして区画内の原生林は、各自の裁量で利用できるようになったのである。

野生の建築用樹木については、焼畑用地内やココヤシ林内において、間接的優先利用権の主張がなされることがあったものの、基本的な村人の共通認識では、M 集団に成員利用権が認められた共同利用資源とみなされていた。カカオ栽培区画内の原生林についても、各小集団の成員が独占して利用するのではなく、建築用樹木などを他の村人が伐採することは認められていた。

1980年代から1995年までに、ポレレから建材を調達したのは、6事例 649,161 cm³のみであったが、他小集団のカカオ栽培区画(休閑林、二次林を含む)から建材を調達した2事例 92,127 cm³について、許しを請わずに伐採を行っていた(表4-8)。

表4-8 ポレレからの建材調達事例および材積

調達地	事例数	材積 (cm ³)
ポレレの焼畑から	3	513,702
許しを請うた	0	0
許しを請わず	3	513,702
自分の焼畑	3	513,702
ポレレの休閑林から	2	81,765
許しを請うた	0	0
許しを請わず	2	81,765
自小集団の休閑林	1	43,332
他小集団の休閑林	1	38,433
ポレレの二次林から	1	53,694
許しを請うた	0	0
許しを請わず	1	53,694
自小集団の区画内の二次林	0	0
他小集団の区画内の二次林	1	53,694
計	6	649,161

出所)聞き取り調査および計測調査より作成した。

注)事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の事例の総数である。

伐採企業は、ポレレでの伐採に際して村人を積極的に雇用した。そして、それらの村人に各自が属する小集団が優先利用権をもつ区画の伐採を主に担当させた。ポレレでのPP社の商

業伐採の労働者は、41人であったが、このうちビチェ村住民が13人いた⁹⁷(表4-9)。13人中7人が伐採労働に従事した。その他の6人については、丸太の計測者、ブルドーザー運転手などとなった。E社の商業伐採については、労働者38人中、ビチェ村住民が9人、うち7人が伐採労働に従事した⁹⁸。

表4-9 ポレレでの商業伐採におけるビチェ村の雇用労働者

名前	性別	利用カカオ栽培区画名	雇用労働歴	雇用企業	被雇用内容	被雇用期間	総雇用賃金(SID)
フェロール	男性	ビルス	大工・店員	PP社	伐採労働	30	700
				E社	伐採労働	14	350
ペリンダ	男性	ビルス	店員	PP社	伐採労働	210	11,000
				E社	伐採労働	21	1,050
ヘンソン	男性	テシー	伐採労働	PP社	ブルドーザー 運転手	450	4,800
ディクソン	男性	ビルス	船員・工場 作業員	PP社	ブルドーザー 運転手	450	10,500
ケリワイニ	男性	ククー	伐採労働	E社	伐採労働	14	150
ロベッティ	男性	アラン	大工・伐採 労働	PP社	機械修理	350	4,800
				E社	機械修理	150	3,600
サラッディ	男性	アラン	なし	PP社	伐採労働	150	4,100
オベッティ	男性	ビルス	なし	PP社	ブルドーザー 運転手	450	4,800
モンジョコロ	男性	ビルス	なし	E社	伐採労働	14	300
ジョヘンソン	男性	セーサラ1	なし	PP社	丸太計測	14	300
ラウッディ	男性	ククー	なし	E社	伐採労働	14	150
アスリ	男性	セーサラ1	機械修理	PP社	機械修理	450	19,200
				E社	機械修理	150	1,600
ピーター	男性	アラン	守衛	PP社	伐採労働	90	2,100
マイシリア	男性	ビルス	なし	E社	伐採労働	21	500
ベニアイ	男性	ビルス	なし	PP社	伐採労働	90	2,100
グライアム	男性	ビルス	なし	PP社	伐採労働	450	不明
				E社	伐採労働	14	350
ウインタ	男性	セーサラ1	教員	PP社	伐採労働	450	不明

出所)聞き取り調査より作成した。

注)利用カカオ栽培区画名は、図3-3に記したカカオ栽培区画名である。

雇用労働歴は、1996年以前に経験した雇用労働を記した。

総雇用賃金は、ポレレでの商業伐採による雇用賃金である。

2001年時の調査時に在村していなかった村人も含んでいる。

多くのガトカエ島民が雇用された理由としては、1)村人が現金収入を求めていたこと、2)一部の村人がチェーンソーおよび伐採技術を持っていたこと、3)会社側ができるだけ早く伐採を終わらせたかったため、村人の伐採労働従事を歓迎したことなどが挙げられる。bangara が設

⁹⁷ ペアヴァ村など、ガトカエ島内の他村からも11人が雇用されていた。また、マレーシア人のマネージャーとブルドーザー運転手が1人ずついたほか、ガダルカナル島、マライタ島、ギルバート諸島(Girbert Islands)からの労働者もいた。

⁹⁸ E社によるポレレでの伐採では、オーストラリア人のマネージャーとブルドーザー運転手が1人ずつ、マライタ島出身者3人、サンタクルーズ(Santa Cruz)島出身者1人、チョイスル島出身者2人が働いていた。ペアヴァ村からは15人、カヴォラワタ村からは5人、ベンジユク村からは1人がE社に雇用されていた。

定した保護区での伐採およびブルドーザーによる聖域の一部破壊などについて、村人自身が行ったこととして、村人らに文句を言わず、賠償金の拒否理由としたことも、村人を雇用することで伐採企業が得た利点であった⁹⁹。

伐採労働の賃金は、伐採した丸太の材積 1m³あたり 3.5SID(約 105 円。1998 年時、1SID は約 30 円)という出来高制で支払われた。そのため、村人はより多くの収入を求めて伐採を進めていくこととなった。

商業伐採の対象になったのは、村人が建築用樹木として重用してきたカロフィルムやニューギニアヴィテックス、ビワモドキ科の 1 種 (*Dillenia salomonensis*)、バンリュウガンなどであった(図 4-3)。

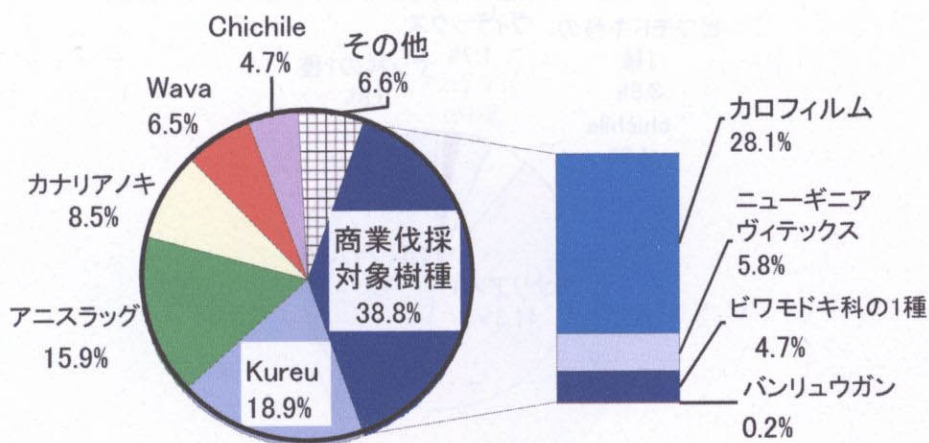


図4-3 建築用樹木別材積割合

注) 学名の判明しない樹種については、マロヴォ語名をローマ字で記した。

ビワモドキ科の1種の学名は、*Dillenia salomonensis*である。

図における商業伐採対象樹種とは、建材に用いられた樹種のうち商業伐採の対象となった樹種であり、商業伐採で伐採された丸太を建材に利用したものを指しているわけではない。

カナリアノキは、重要な食用資源であり、建材とするために伐採されることはないが、家屋に隣接しており風で倒れる恐れがあったカナリアノキが伐られ、建材に用いられていた。

出所) 2001年の調査時に在村しており、家屋の改築作業中ではなかった16世帯を対象とした聞き取りおよびメジャーを用いた計測調査から作成した。

1983年から1995年までに建てられた15世帯の家屋について、2001年に聞き取りおよび計測調査を行ったところ、カロフィルムについては、床板(図 4-4)やたて枠(図 4-5)、端根太(図 4-6)、床根太(図 4-7)、棟木や頭つなぎ、梁(いずれも koga)に重用されていた(図 4-8)。ニュ

⁹⁹ ポレレでの商業伐採では、ブルドーザー運転手となったピチェ村男性 (roroto) により、精霊の力が宿る場所とされていた聖域の一部が壊されることとなった。村人らは、伐採企業の命令を受けて行った作業の結果、生じたことであり、伐採企業は賠償金を支払うべきだとしたものの、伐採企業はブルドーザーを運転していた村人が勝手にやったことだとして、賠償金の支払いを拒否した。

伐採企業は、村人との間に生じた問題や何らかの軋轢が過熱化する前に、または聖域の破壊や契約条項の不履行などで訴訟を起こされ、敗訴する前にできるだけ多く伐採し、村を去りたがっていたと推察される。

ーギニアヴィテックスは、階段に重用されたほか(図 4-9)、柱や端根太にも用いられていた(図 4-6、図 4-10)。垂木については、海岸部などに多い kureu(学名不明)という樹木が多く用いられていた(図 4-11)。

とくに、通直で狂いの少ないカロフィルムは、家屋に用いられているすべての木材の材積の28%を占める、最も重要な建築用樹木であった(図 4-3)。商業伐採の結果、ポレレに作られた9区画すべてで伐採が行われ、とくに4区画については、カロフィルムの成木が枯渇化したと村人が認識するほど伐採が進んだ。

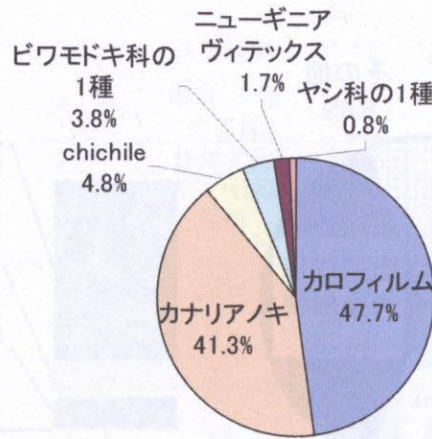


図4-4 床板用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
注)ビワモドキ科の1種の学名は、*Dillenia salomonensis*である。
ヤシ科の1種の学名は、*Gulubia* sp.である。

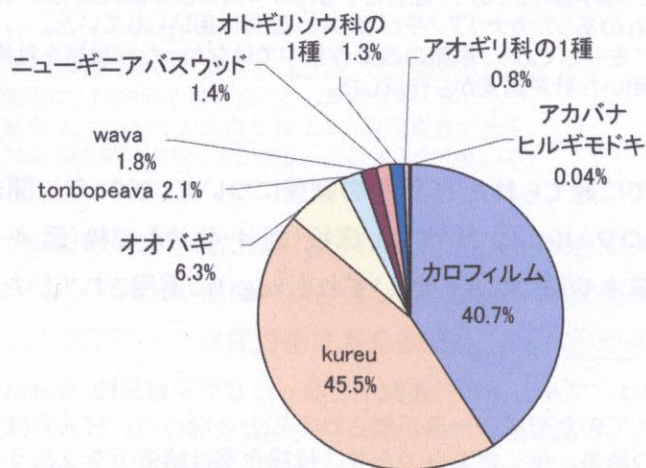


図4-5 たて枠用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
注)学名の判明しない樹種については、マロヴォ語名をローマ字で記した。
ビワモドキ科の1種の学名は、*Dillenia salomonensis*である。
アオギリ科の1種の学名は、*Commersonia bartramia*である。

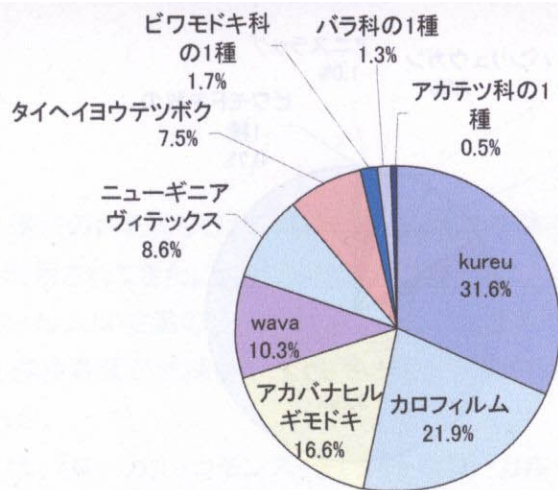


図4-6 端根太用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
 注)学名の判明しない樹種については、マロヴォ語名をローマ字で記した。
 ビワモドキ科の1種の学名は、*Dillenia salomonensis*である。
 バラ科の1種の学名は、*Parinari glaberrima*である。
 アカテツ科の1種の学名は、*Burckella odovata*である。

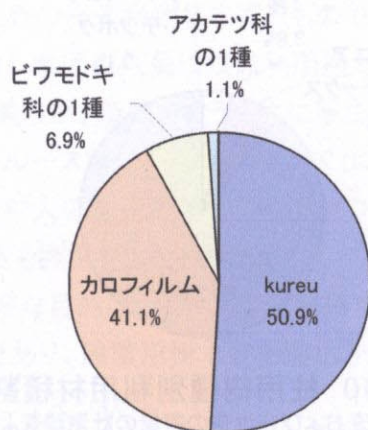


図4-7 床根太用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
 注)学名の判明しない樹種については、マロヴォ語名をローマ字で記した。
 ビワモドキ科の1種の学名は、*Dillenia salomonensis*である。
 アカテツ科の1種の学名は、*Burckella odovata*である。

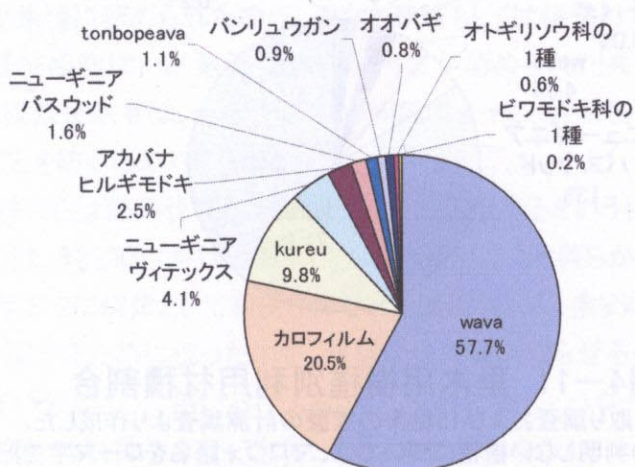


図4-8 棟木、頭つなぎ、梁用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
 注)学名の判明しない樹種については、マロヴォ語名をローマ字で記した。
 ビワモドキ科の1種の学名は、*Dillenia salomonensis*である。

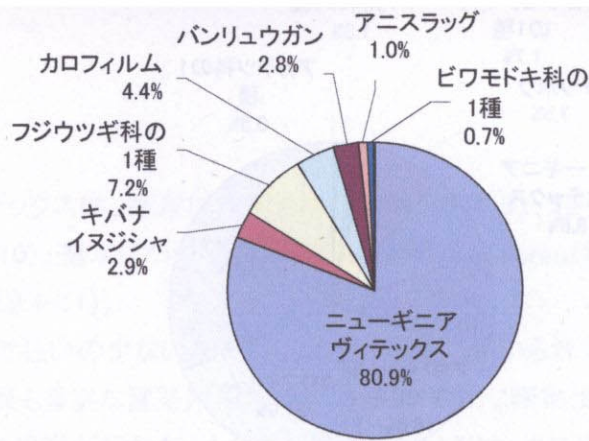


図4-9 階段用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
 注)学名の判明しない樹種については、マロヴォ語名をローマ字で記した。
 ビワモドキ科の1種の学名は、*Dillenia salomonensis*である。
 フジウツギ科の1種の学名は、*Fagraea gracilipes*である。

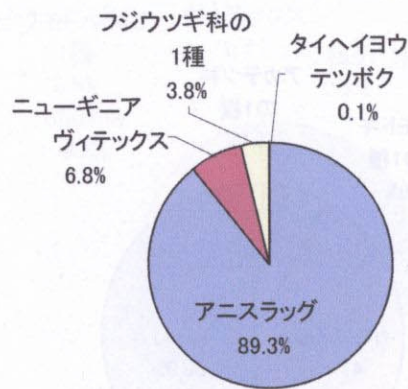


図4-10 柱用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
 フジウツギ科の1種の学名は、*Fagraea gracilipes*である。

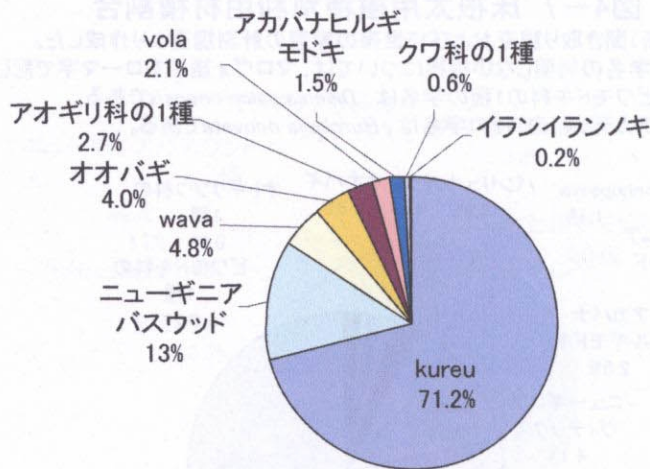


図4-11 垂木用樹種別利用材積割合

出所)聞き取り調査および15世帯の家屋の計測調査より作成した。
 注)学名の判明しない樹種については、マロヴォ語名をローマ字で記した。
 クワ科の1種の学名は、*Ficus* sp. である。
 アオギリ科の1種の学名は、*Commersonia bartramia*である。

建築用樹木は、焼畑の内部もしくは隣接箇所にあるものを除き、M 集団全体に成員利用権が認められ、共同利用されてきた。しかしながら、伐採企業によって雇用された一部の村人の手によって、カロフィルムは枯渇の危機に瀕するほど伐採されることとなった。村人全体の共同利用資源である森林資源が伐採され、伐採企業と一部の村人のみに多くの利益をもたらすこととなったのである。

井上(2001:13)は、「ローカル・コモンズ」を「タイトなローカル・コモンズ」と「ルースなローカル・コモンズ」に分けている。「タイトなローカル・コモンズ」とは、集団内で利用に関する規律が定められ、利用に際し明示的あるいは暗黙の権利義務関係がともなうローカル・コモンズである。「ルースなローカル・コモンズ」とは、利用規制が存在せずに集団のメンバーならば比較的自由に利用できるローカル・コモンズである。

ポレレのカカオ栽培区画の優先利用権は、各自がそれぞれの区画内で原生林を伐開し、カカオ栽培もしくは焼畑を行うための優先利用権を得るものであったが、区画内の建築用樹木を含む野生植物については、M 集団の成員に成員利用権が認められていた。区画の優先利用権をもっている小集団の成員らが、焼畑を行うために原生林を伐開することに対して、なんら規制が形成されておらず、「ルースなローカル・コモンズ」にあてはまるといえよう。木を伐る目的に応じた利用権に対する村人の共通認識が、明確かつ厳密ではなく、あいまいさを含んだローカル・コモンズであったとも換言できる。

従来、村人が伐採を行う主要な目的は、焼畑用地を開拓する、もしくは建築用樹木などを自家消費目的に利用するためであり、建築用樹木を枯渇化させるような問題は生じず、何ら規制を形成する必要がなかったと考えられる。

ところが、「ルースなローカル・コモンズ」であったポレレについて、商業伐採という大規模な開発と、それともなう雇用労働による現金収入の魅力に抗しようような規制は形成されていなかった。そのためハローニは、ビレイからの指示通り、区画内での販売目的での伐採を禁じる保護区を設定し、「ルースなローカル・コモンズ」をより「タイトなローカル・コモンズ」に近づけ、共同利用資源である建築用樹木の枯渇を防ぐことを試みた。

各区画を持つ小集団に認められたのは、カカオ栽培もしくは焼畑のための優先利用権に過ぎず、区画内の野生植物は、M 集団に成員利用権が認められた共同利用資源であった。bangara による伐採禁止命令は、一部の村人の利用によって、共同利用資源である建築用樹木が枯渇化することを防ぐためでもあった。

しかしながら、村人らは商業伐採跡地を焼畑として利用するという目的も持っていた。ポレレでの商業伐採では、約500haが伐採および丸太の搬出による何らかの影響を受けていたが(図4-12)、2002年までに焼畑として利用されていた面積は、3ha余りに過ぎなかった(図3-3)。焼畑用地として伐開するために伐った木を、伐採企業に買い取らせるだけだという主張を、建て前に過ぎない言い分けとして用いる村人もいた。それに対し、ハローニを始めとする tinoni poraporana らは、「建て前(言い分け)」を覆しようような noro を示し、それをみな共通認識することができなかつたのである。

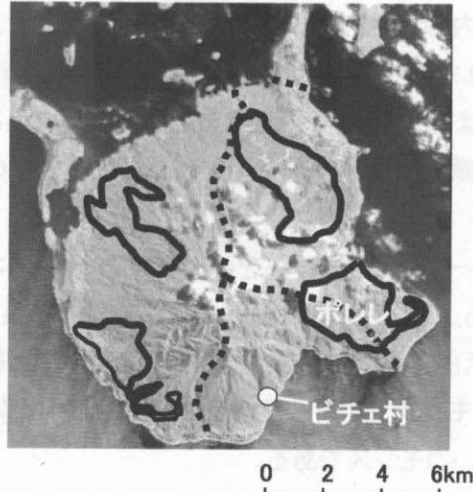


図4-12 ガトカエ島における2002年までの
商業伐採対象地
出所) EROS-A1衛星画像を用いた聞き取り および
計測調査より作成した。

また、区画内にある建築用樹木は、区画保有集団に優先利用権がある、と主張する村人もおり、伐採は止まらなかった。tinoni jamajama であり、tinoni poraporana でもあるジョヘンソンは、伐採労働に従事した村人らが伐採をやめないことに大きな怒りを持った。そして、同じ区画保有集団(小集団 BS、図 3-5)に属する村人らが、区画セーサラ 1(図 3-4)を伐採しないよう、カロフィルムに印を付けて優先利用権を主張し始めた。すると、伐採労働に就いた村人は、建築用樹木は M 集団の成員であれば誰でも利用できる資源であると主張して、印がつけられた建築用樹木も伐採していった。

村人それぞれが、区画内の建築用樹木について、様々な利用権を主張し、また状況によってその主張を変えるなかで、ハローニやジョヘンソンを始めとする tinoni poraporana は、村人みなが納得しうる noro を作り出すことはできず、保護区の設定という利用規制も有効に働かなかった。出来高制で雇用され、より多くの現金収入を求める村人の伐採を止められなかったのである。

伐採企業に雇用された村人のうち、オベッティ(Obet)、モンジョコロ(Mojokolo)、グライアム(Graham)の 3 人は、ハローニの実子であったが、ハローニは実子らによる伐採も止めることができなかった。このようにして、商業伐採という外部社会からの開発に対応するための規制の強化は失敗したのである。

宮内(1998b: 137)は、緩やかな社会的規範と力関係で成り立っている共同利用権が、近代法や外部からの開発によって、簡単に崩される危険性を指摘している。ポレレで見られたのは、商業伐採という開発によって共同利用が崩壊に向かい、また共同利用資源を守るために試みた規制も失敗した事例であった。

ガトカエ島および周辺地域では、1992 年から 2006 年 1 月現在まで、ヴァングヌ島東南部で SP 社による商業伐採が続いているほか、サゲオナ村では 1997 年に SP 社が、2000 年から 2002 年には、フィリピン系の Golden Harvest 社(以下、GH 社)が、2003 年から 2005 年にかけては、マレーシア系の Samling San 社(以下、SS 社)が伐採を行っていた(表 4-10)。

表4-10 ガトカエ島および周辺地域での商業伐採状況

伐採対象地	伐採期間	伐採主体	伐採量 (m ³)	伐採権料	伐採権料の分配	仲介者(ミドルマン)	その他
ヴァングヌ島 東南部	1992年-	SP社	不明	不明	マロアナ集団などで分 配	不明	伐採跡地の一部にオイル パームを植林
ブロ島	1996年	PP社(マレー シア系)	21,000	12%	仲介者とプレスリー、ア イゼックが独占。	他島出身でホニアラ在 住のミリカンダ。	
ピチエ村 ポレレ	1997年- 1998年	PP社(マレー シア系)	28,000	12%	VP集団で分配。	他島出身でホニアラ在 住のミリカンダ。	プレスリーとジョン・トゥマウ が地元会社JP社を設立し て、商業許可証を取得。
ピチエ村 ポレレ	2000年	E社(オースト ラリア系)	3686	12%	VP集団で分配。	ベアヴァ村出身M集団 成員ジョン・トゥマウ。導 入後ホニアラ在住。	
サゲオナ村	1997年	SP社(マレー シア系)	21,412	FOB価格の 12.5%	仲介者と偽の土地所有 主張者ら3人がほぼ独 占。	ベンジユク村出身のM集 団成員ジャックベリー。 導入後ホニアラ在住。	ベアヴァ村出身のM集団成 員プリキがSP社の資金援 助により地元会社LDCL (Lupa Development Company Limited)を設立 し、商業許可証を取得。
サゲオナ村	2000年- 2002年	GH社(フィリ ピン系)	5,700	FOB価格の 15%(うち3% がLDCLの経 営資金)	仲介者と偽の土地所有 主張者ら3人がほぼ独 占。	ベアヴァ村出身M集団 成員プリキ。導入後、ホ ニアラ在住。	プリキがGH社の資金援助 によりLDCLによる商業許 可証を再取得。
サゲオナ村	2003年- 2005年	SS社(マレー シア系)	不明	不明	仲介者と偽の土地所有 主張者ら3人がほぼ独 占。	ベンジユク村出身M集団 成員ジャックベリー。導 入後ホニアラ在住。	村人の一部が伐採に反対 し、林道の封鎖、ブルド ーザへの投石を行う。
ベンジユク村	2000年- 2001年	O社(マレー シア系)	21,946	FOB価格の 12.5%	仲介者エリキが200万 SID以上を着服。一部 のみがベンジユク村住 民などに分配される。	ベンジユク村出身のM集 団成員の弁護士エリ キ。ギゾ在住。	商業伐採のみでなく、オイル パームの植林と製材加工を 行うプロジェクトとして、地 元会社KNTC(Kong Ngalo so Timber Company)を設立し、 政府の援助を受けるも、エ リキによる資金着服が表面 化。エリキは裁判で敗訴。
ベンジユク村	2003年- 2004年	Delta社(マ レーシア系)	不明	不明	主にベンジユク村住民 に分配。	不明	
ベンジユク村	2003年- 2006年	SS社(マレー シア系)	不明	不明	主にベンジユク村住民 に分配。	ベンジユク村出身M集団 成員ジャックベリー。導 入後ホニアラ在住。	
ビリ村	1998年	GS社(インド ネシア系)	不明	不明	主にビリ村住民に分 配。	不明	
ビリ村	2003年- 2004年	PM社(マ レーシア系)	不明	不明	不明	ベアヴァ村出身のVP集 団成員プレスリー。	伐採に反対するビリ村住民 により訴えられ、PM社が敗 訴し、伐採は中止。
ソンビロ村	1998年	GS社(インド ネシア系)	不明	不明	主にソンビロ村住民に 分配。	カヴォラワタ村出身のM 集団成員ブライキ。導 入後ホニアラ在住。	
カヴォラワ タ村	1998年	GS社(インド ネシア系)	30,000	不明	5万SIDで製材機購入、 残りをカヴォラワタ村住 民、ピチエ村のVP集団 に分配。	カヴォラワタ村出身のM 集団成員ブライキ。導 入後ホニアラ在住。	

出所)聞き取り調査およびソロモン諸島中央銀行、丸太輸出統計資料より作成した。

さらに、カヴォラワタ村とソンビロ村では 1998 年に GS 社が、ビリ村では 1998 年に GS 社、2003 年から 2004 年にかけては PM 社が、ベンジユク村では 2000 年から 2001 年までマレーシア系の Omex 社(以下、O 社)が、2003 年から 2004 年までは Delta 社(以下、D 社)が、2003 年から 2006 年 1 月までは SS 社が伐採を行っていた。

これらの地域でも、ポレレと同様にカロフィルムなど村人が建築用樹木として重用してきた樹木が主要な伐採対象となり、ガトカエ島および周辺地域全体で建築用樹木が枯渇化しつつあった。

ビチェ村の人々は、M 集団の成員利用権の対象である、ガトカエ島内の他村にある原生林や二次林の建築用樹木を利用していたほか、マロアナ集団の成員としてヴァングヌ島東南部からも建築用樹木を調達してきた(図 3-8)。また、他村、他島での建築用樹木の調達に際して、村人同士で金銭のやり取りは行われていなかった。

しかしながら、各地で商業伐採が進み、建築用樹木の調達が困難になることが危惧されるようになり始めると、ビチェ村の人々の一部において、VP 集団を含む他村者が、ビチェ村内の建築用樹木を伐採する場合は、1 日あたり 100-200SID(約 2,500 円-5,000 円)を要求するべきだとする主張が広まることとなった。

商業伐採によって、村人らは建築用樹木に大きな経済的価値を見出すようになり、またその枯渇化を危惧し始めた。そして、ビチェ村内の建築用樹木について、ビチェ村の VP 集団のみに成員利用権を認め、また他村者の利用を有償にすべきと主張する村人が生じた。M 集団もしくは VP 集団というつながりへの認識は弱まり、ビチェ村の VP 集団を資源の共同利用集団として重視していこうとする認識が広がりつつあったといえよう。

商業伐採の導入以降、野生の建築用樹木に対して、様々な利用権や利用規制が主張されたものの、村人全体に noro と認識される利用権は形成されず、ビチェ村のローカル・コモンズは混乱することとなったのである(図 4-13)。

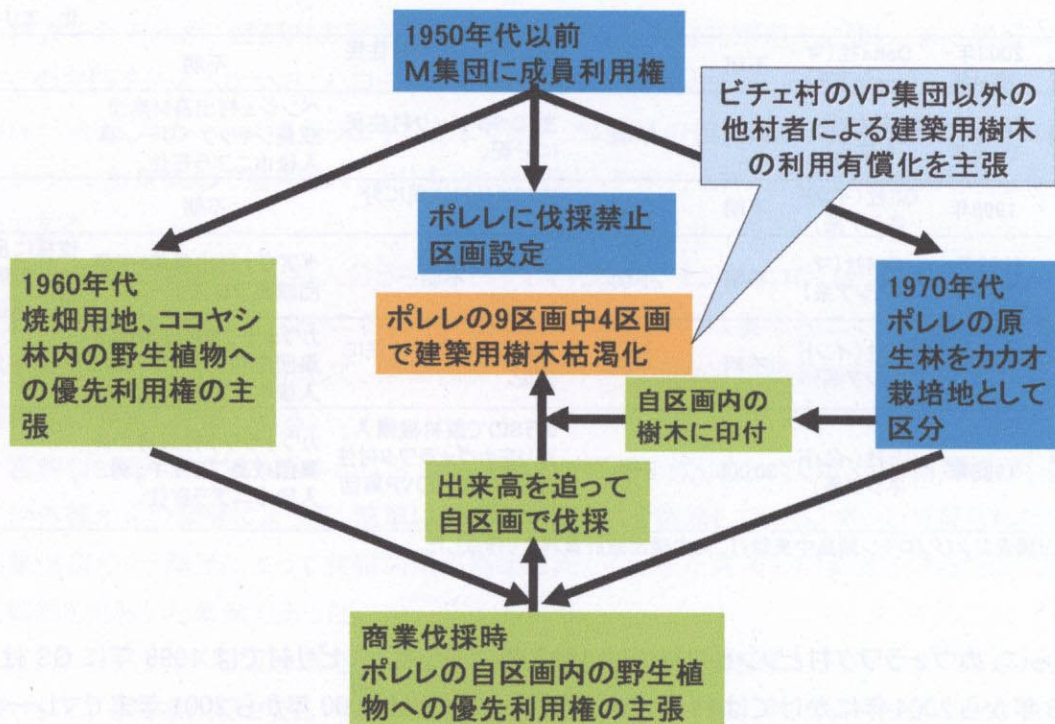


図4-13 商業伐採による建築用樹木の利用権の混乱

3.2. 不公平かつ不透明な伐採権料の分配による住民間の不信感の醸成

ポレシにおける商業伐採では、合計 3 万 m³ 余りが伐採された。伐採方法は、カロフィルムなどの大径木に限定した択伐が主であり、皆伐が行われたのは林道沿いの一部と丸太集積所の周辺のみであった。しかしながら、伐採と搬出にともない損傷した森林を含む商業伐採対象面積は 500ha にのぼる(図 4-12)。

ポレシの総面積は約 800ha であり、6 割あまりの森林が商業伐採の影響を受けたことになる。タンバカの休閒林を含むすべての焼畑用地の面積が約 50ha であることを考えると、商業伐採が焼畑と比較していかに大きな影響を森林に与えたかがわかる。

村人は、商業伐採によって伐採権料と雇用労働収入を得ていたが、伐採権料についてその金額自体が少なすぎると考えていたほか、公平な分配が行われなかったことに対する不満も大きかった。

村人が伐採権料の金額自体に不満を感じていたことから説明しよう。

マロアナ集団にも属しているビチェ村の人々は、1994 年からヴァングヌ島東南部で始まった SP 社による商業伐採の伐採権料を、主に 1994 年に受け取っていた。また、1998 年にはカヴォラワタ村で行われた GS 社による商業伐採の伐採権料も受け取っていた。

SP 社、GS 社および、ポレシで商業伐採を行った PP 社、E 社の伐採権料は、1994 年から 2001 年にかけて計 5 回分配されており、1 世帯あたりに平均で 4,100SID(約 123,000 円)が支払われていた(表 4-11)。1 回当たりでは、各世帯に 699SID(約 20,970 円)が支払われたことになる。

村人は、ホニアラで丸太が 1m³あたり 100-200SID(約 2,500 円-5,000 円)¹⁰⁰、製材品であれば 900SID(約 22,500 円)前後で取り引きされていることを知っていた。数万 m³単位で行われた商業伐採の結果(表 4-10)、各世帯に分配された金額は、丸太 3-6m³あまりにしか相当せず、商業伐採は伐採企業に木を盗ませたようなものだと村人は認識していた。

伐採権料の分配における不平等についても、多くの問題が生じていた。この問題は、プレスリーらがブロ島の伐採権料を独占しただけでなく、分配をめぐる裏の論理が存在したことも原因になっている。

ホニアラで伐採企業から受け取った伐採権料は、ハローニが議長をつとめ、8 名の村人から構成される村会議に預けられた。村会議のメンバーは、ビチェ村の数家族ごとの小集団に対し、構成する世帯数と成員数に応じて分配額を決める。その後、各小集団内で成員数に応じて、各世帯に金額を分配していく。これが伐採権料分配の表の論理であった。

しかしながら、分配金額を個別にみていくと、この論理だけでは説明がつかない分配がなされていた。表の論理に加えて、どのような裏の論理が働いたかを十分に把握するのは困難である。ただし、裏の論理が働いたことによって何らかの損害を被った世帯と、利益を受けた世帯の反応から、その一部をうかがい知ることができた。

¹⁰⁰ 2000 年に E 社によって伐採された丸太の送り状によれば、カロフィルムやバンリュウガン、ピワモドキ科の 1 種は、すべて 115. 5SID(約 2,310 円)で買取られていた。

表4-11 ビチエ村における伐採権料の分配状況(SID)

世帯主名	SP社 (1994年)	SP社 (1998年)	GS社	PP社	E社	その他	合計
フェロール	1,500	3,000	50	300	234	0	5,084
ベリンダ	3,000	0	400	600	234	0	4,234
ヘンソン	0	0	500	200	40	0	740
ディック	1,000	0	100	350	234	0	1,684
サラッディ	0	0	3,000	1,120	80	3,300	7,500
ロベット	0	0	1,800	400	40	1,100	3,340
ジョヘンソン	100	0	1,100	1,200	139	1,200	3,739
ケンボル	100	0	500	600	39	2,200	3,439
エリーナ	0	0	200	100	50	0	350
オエタ	2,000	0	500	300	39	200	3,039
アスリ	50	0	500	400	39	0	989
ハドソン	0	0	1,000	200	200	0	1,400
ロソニ	1,500	0	500	200	39	2,400	4,639
ピーター	0	0	2,000	650	40	1,500	4,190
ジョイスミナ	200	0	2,000	100	300	0	2,600
フィリップ	1,050	0	3,800	150	39	0	5,039
アイレニ	2,000	0	0	600	390	0	2,990
ワイタール	200	0	1,300	500	78	0	2,078
ククー	2,000	0	100	1,500	78	0	3,678
ハローニ	1,000	0	3,000	1,000	2,000	2,000	9,000
イアニ	1,000	0	500	200	30	0	1,730
ベンピオ	400	0	0	1,350	1,000	0	2,750
ビルス	20,000	0	0	0	78	0	20,078
合計	37,100	3,000	22,850	12,020	5,440	13,900	94,310
平均	1,613	130	993	523	237	604	4,100

注)聞き取り調査より作成した。

伐採権料は各世帯に分配される場合と個人に分配される場合とがあるが
ここでは各世帯が受け取った合計額を記した。

ヴァングヌ島東南部の伐採では1994年と98年の2回、伐採権料が分配されている。

フェロール(Ferol)の妻ソリーニ(Solen)は、ヴァングヌ島東部のマロアナ集団の出身者であり、ヴァングヌ島東部でSP社が行った伐採の伐採権料として、父から1998年に3,000SID(約105,000円)。1998年時、1SIDは約35円を分配されていた。ビチエ村の住民のなかで、1998年にSP社から伐採権料を受け取っていたのはソリーニのみであり、ソリーニはトタンなどの建築材料を購入していた。

1998年から1999年にかけて、ビチエ村の人々は、カヴォラワタ村で商業伐採を行ったGS社の伐採権料として、1世帯平均で993SID(約29,790円)を受けとったが、フェロール家(世帯)に分配されたのは50SID(約1,500円)のみであった。フェロールが属する小集団のメンバーたちは、ソリーニだけが1998年に3,000SIDを受けとったことに不満と嫉妬を感じており、それがフェロール家への分配金を少なくしたと考えられる。その他のメンバーたちは、世帯あたり100-3800SID(約3000円-11,400円)を受け取っていた。

自分自身により多くの伐採権料を分配(着服)した事例もあった。ペンピオは、1998年と1999年のGS社からの伐採権料を、理由は不明であるものの全く分配してもらえず強い不満をいいていた。2001年にE社の伐採権料をホニアラで受け取る役を引き受けたペンピオは、6,000SID(約150,000円。2001年時、1SIDは約25円)をホニアラで受け取ったものの、ハローニと共謀し、村会議に伐採権料は3,000SID(約75,000円)であったと偽り、ハローニに2,000SID(約50,000円)を渡し、残りの1,000SID(約25,000円)を自身の取り分として着服した。その結果、他の世帯については平均で116SID(約2,900円)のみが分配されることになった。

伐採権料の分配の直後、ペンピオが教会に多額の什一税を納めていたことに気付いた教会の会計係から、ペンピオによる伐採権料着服の噂が流れ、村人はペンピオに不信感を抱くようになった。商業伐採は、村に伐採権料という現金を落としたものの、村人相互に不平等感や不信感を与えることにもなったのである。

また、ビチェ村の内部での不平等感や不信感が醸成されたのみでなく、ビチェ村とガトカエ島内の他村との間で壁が形成されるようにもなった。

bangaraは、M集団全体を統率して、ガトカエ島での商業伐採の導入に関する集団内の意見をまとめ、伐採企業と交渉することができる立場であった。しかしながら、プロ島やポレレの事例でも見られたように、商業伐採導入の主導権を握ったのは、プレスリーやジョン・トゥマウなど、都市部に暮らすチーフやM集団の成員であった。とくに、ビレイの死後、bangaraの指導力は弱まることになり、共同利用資源であった建築用樹木を収入源に変え、自らがより多くの利益を得ようとするチーフらの暗躍を許すこととなった。

ペンジユク村やサゲオナ村、カヴォラワタ村などの商業伐採では、ホニアラに暮らすM集団の成員が、ミドルマンと呼ばれる仲介者として暗躍し、伐採企業と交渉を行っていた(表4-10)。ミドルマンらは、伐採企業から資金を得て、村人に伐採契約を結ばせるための活動を行った。伐採企業と結託して土地所有集団を装った地元会社を設立することもあった¹⁰¹。

ハローニや村人が、事前に商業伐採計画を知らされることはなかった。ハローニは、商業伐採の導入が決まったあとで、チーフやミドルマン、伐採企業からサインをするよう求められるのみであったのである。

各村で行われた商業伐採の伐採権料も、ハローニやビチェ村の人々に分配されることは稀であった。ビチェ村の人々も、ポレレでの伐採権料については、VP集団でのみ分配し、他のM集団の成員に分配することはなかった。伐採権料の分配において、ガトカエ島の四分化境界が厳密に適用されたといえよう。

その一方で、ビチェ村の人々は、bangaraとなれる唯一の親族集団であるVP集団は、ガトカエ島内の他村で行われた商業伐採の伐採権料の分配を受ける権利があることを主張した。そ

¹⁰¹ ミドルマンは、都市部と村を頻繁に往復して、伐採契約締結のため、もしくはすでに締結した契約を、村人らに了承させるために活動した。商業伐採導入後は、伐採に対して不満を持った村人らの非難を避けるために、村を捨てホニアラに逃げている事例が数多く見られた。表4-10のジョン・トゥマウやブリキ、ブライキらは、いずれもホニアラに逃げ、飲酒、買春、賭博に明け暮れていた。

の主張は無視され続け、ビチェ村の人々は、M 集団全体に統率力を発揮しようとしないうハローニをもどかしく感じていた。

ガトカエ島内で行われた他村での商業伐採のうち、ビチェ村の VP 集団の人々が、伐採権料の分配を受けるのに成功したのは、カヴォラワタ村で行われたGS社による商業伐採、およびペンジユク村で行われたO社の商業伐採の伐採権料のみであった。ただし、ペンジユク村での商業伐採に反対する人々が起こした訴訟に協力したビチェ村の人々の一部については、伐採権料の分配を受けることができなかった。

ビチェ村の人々は、四分化境界を強調して、伐採権料をVP集団で独占する一方で、M集団全体を統率する bangara となれる親族集団ということを主張して、四分化境界を乗り越えて伐採権料の分配をさせるといふ、「したたかさ」を身に着けるようになったのである。

4. 小括

村を離れ、ホニアラに暮らし続けるプレスリーやアイゼックにとって、ガトカエ島およびブロ島の森林資源は収入源でしかなかった。その結果、森林資源を生活基盤としてきた村人らの反対意見は軽視されることとなった。また、村人自身もコプラに代わる新たな収入源を探っていたこと、新たな焼畑用地の必要性も要因となり、村人は商業伐採の導入を決め、また伐採企業に雇用されていった。

商業伐採により建築用樹木が大きな経済的価値を持ったことで、建築用樹木に対する利用権は大きな混乱を見せることとなった。従来、原生林や二次林内の建築用樹木は、M 集団に成員利用権があり、共同利用されてきた資源であった。またポレシの 9 区画は、ビレイおよびその後を受けたハローニによって、販売目的での伐採を禁じられていた。

しかしながら、商業伐採の雇用労働に就いた村人らは、焼畑として利用する予定の場所の建築用樹木を伐って、それを伐採企業に買い取らせるだけであると主張した。さらには、同じ区画の優先利用権を持つ小集団の成員同士が、建築用樹木の利用権を巡って争う事態も生じた。

焼畑という自家消費目的での伐採は noro だと見なされるが、それは同時に木を伐採企業に買い取らせるための伐採という、noru とはみなされない行為でもあった。村人らが、それぞれ状況に応じて様々な利用権を主張するなかで、ポレシでの商業伐採は 2000 年に終了することとなったのである。

ビチェ村の人々は、販売目的での資源利用について、M 集団に認めてきた成員利用権を VP 集団のみ、もしくはビチェ村の VP 集団のみに認めるようになりつつあった。この動きは商業伐採によってさらに進むこととなった。

商業伐採は、ガトカエ島内の各地で行われ、2006 年 1 月時点においてもペンジユク村周辺では伐採が続いていた。ビチェ村の人々は、ポレシでの商業伐採時には、四分化境界を強調して VP 集団のみで伐採権料を独占する一方で、カヴォラワタ村などで行われた商業伐採については、bangara がガトカエ島および周辺資源の代表所有者であることを主張し、bangara となれる唯一の親族集団である VP 集団にも伐採権料を分配させるといふ「したたかさ」を身に着

けるようになっていた。

また商業伐採後、ソビロ村などガトカエ島内各地では、建築用樹木の枯渇が深刻化することとなった。ビチェ村住民のなかには、VP 集団ではない他村者が建築用樹木を伐採する場合、それが自家消費目的の利用であっても有償とすべきだと主張する者も生じ始めた。商業伐採によって建築用樹木が収入源に変わるなかで、建築用樹木の利用の有償化という厳格な規制を形成しようとする主張がなされるようになったのである(表 4-12)。

表4-12 ビチェ村の資源利用権の動態(1990年代前半～後半)

共同利用集団	利用権	1990年代前半	1990年代後半
M集団のみ	成員利用権	野生の動植物、石 (木彫り細工用樹木 魚介類以外) 相互利用ネットワーク 野生の建築用樹木 (ポレレなど)	野生の動植物、石 (木彫り細工用樹木 魚介類以外) 相互利用ネットワーク 野生の建築用樹木 (ポレレなど)
	優先利用権	全ての栽培植物、飼育動物 半栽培植物の一部 (ココヤシ、サゴヤシ カナリウムナツ) 焼畑用地(タンバカ)	全ての栽培植物、飼育動物 半栽培植物の一部 (ココヤシ、サゴヤシ カナリウムナツ) 焼畑用地(タンバカ)
VP集団のみ	成員利用権	木彫り細工用樹木、 タカセガイ、ナマコ、石 ブロ島周辺の魚介類	木彫り細工用樹木、 タカセガイ、ナマコ、石 ブロ島周辺の魚介類
	優先利用権	半栽培植物の一部 (グメリナ、建築用樹木)	半栽培植物の一部 (グメリナ、建築用樹木)
ビチェ村の VP集団のみ	成員利用権		野生の建築用樹木 (ポレレなど)
	優先利用権	焼畑用地(ポレレ)	焼畑用地(ポレレ) 野生の建築用樹木 (ポレレなど)

出所)聞き取り調査より作成した。

注)共同利用集団とは、他集団に許しを請うことなく各資源を共同利用している集団を示している。

利用権が変化した資源については、太字斜体で記した。

グメリナはカヌーに用いられる樹木であり、木彫り細工用樹木とはコクタン、インドシタン、キバナイヌジシャなどである。

1990年代後半においても、M集団というつながりで共同利用される資源もあった。相互利用ネットワークについても、ビチェ村内が中心とされてはいたものの、ビチェ村の人々が他村の人々との相互利用ネットワークを断絶させていたわけではなかった。ナツ採集や家屋の建築作業などにおける相互扶助は、行われ続けていたのである(図 4-14)。

しかしながら、商業伐採が始まり、莫大な伐採権料が村(もしくは一部の村人)にもたらされるなかで、村人は利益の獲得のために、「建て前」や「裏の論理」を持ち出して、したたかに活

動するようになっていた。bangara を始めとする tinoni poraporana らは、商業伐採によって地域社会が混乱するなかで、村人らが noro とみなしうる共通認識を作り出して、商業伐採に対応することができず、混乱を収められなかったのである。

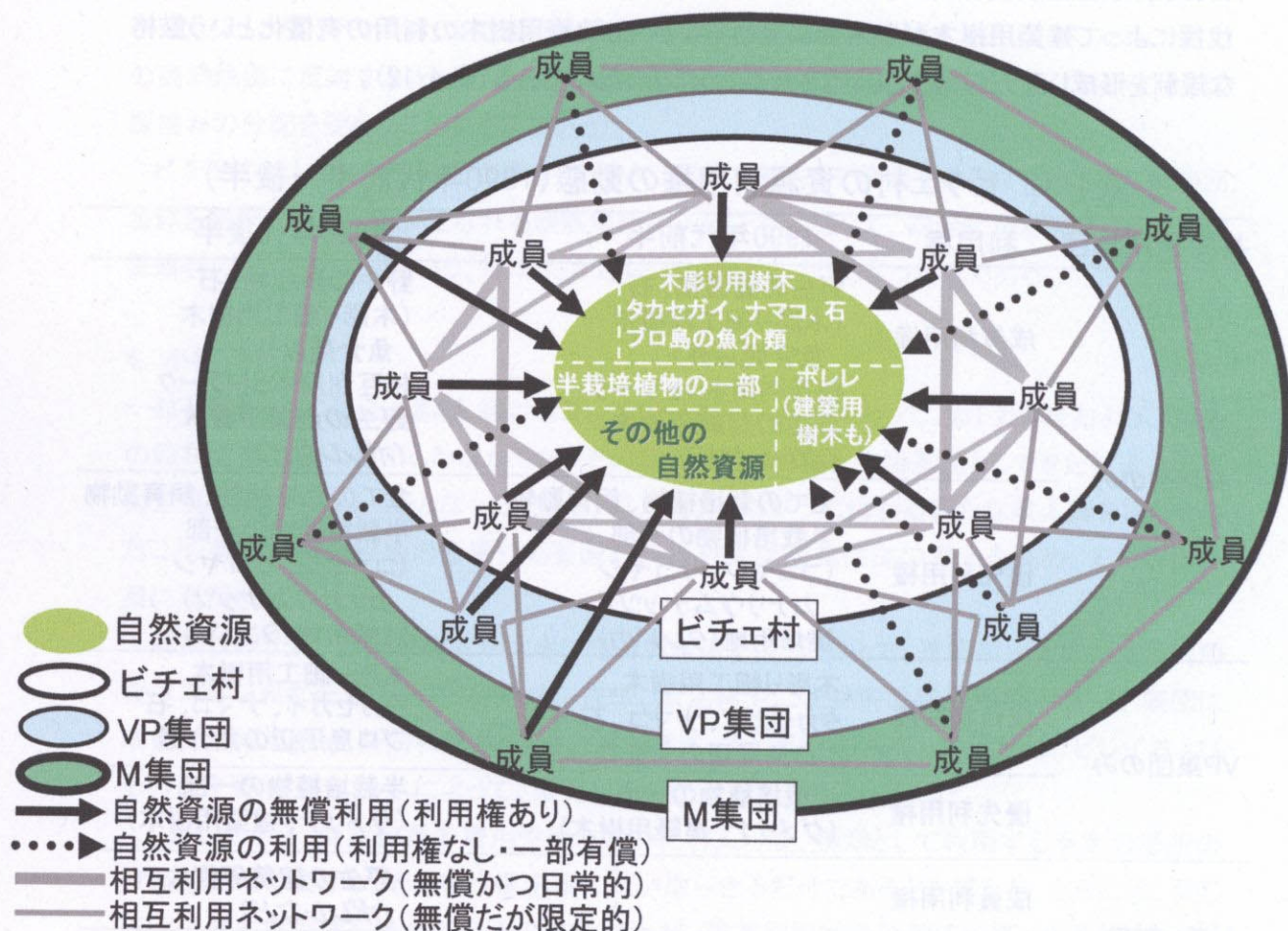


図4-14 1990年代後半のビチェ村のローカル・コモンズ

出所)筆者作成。

注)1960年代以降、ビチェ村はVP集団のみが居住する村となった。

各集団には成員と結婚した他集団出身者も含まれる。

VP集団の一部は、ペアヴァ村などにも居住している。

木彫り用樹木とは、木彫り細工用樹木の略である。

半栽培植物の一部とは、半栽培されているグメリナ、建築用樹木の一部を指す。